

## 25 - 20 公立病院等事業

『合併協定項目(案)』

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

#### (1) 公立病院、診療所の施設及び体制

病院と診療所間の機能連携を図る。

また、将来は現市立釧路総合病院の分院化等を調整。

なお、医師職の給料は将来における分院化等の調整と併せて整理。

### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

#### (1) 公立病院及び診療所の運営

釧路市と阿寒町の病院会計は統合し、他の診療所会計はそのまま引き継ぐ。

また、将来における現市立釧路総合病院の分院化等の調整と併せて会計も調整。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) <u>公立病院、診療所の施設及び体制</u>	19 - 01 - 01 - 02	<u>病院と診療所間の機能連携を図る</u> <u>将来は現市立釧路総合病院の分院化等を調整</u> <u>医師職の給料は将来における分院化等の調整と併せて整理</u>
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) <u>公立病院及び診療所の運営</u> (「公立病院等の財政状況」)	19 - 01 - 01 - 03	<u>資産・債務等は新市に引き継ぐ</u> <u>釧路市と阿寒町の病院会計は統合し、他の診療所会計はそのまま引き継ぐ</u> <u>将来における現市立釧路総合病院の分院化等の調整と併せて会計も調整</u>